

昭和 46 年 5 月 制 定

平成 24 年 8 月 1 日 一部改正

船長の表彰に関する規程

(総 則)

第 1 条 本規程は定款第 4 条第 5 号の規定に基づき、正会員（以下「会員」いう。）の表彰を定めるものである。

第 2 条 表彰は会員が所属する会社又は団体より寄せられた具体的な文書（付属別表）若しくは本協会事務局において調査した具体的事実に基づき、これを理事会に付議し、議決を経て会長がこれを行う。

(表彰の方法)

第 3 条 表彰は賞状及び副賞の授与とする。

(表彰の基準)

第 4 条 会員が次の各号の 1 に該当したときはこれを表彰する。

- (1) 会員が自己の職責を遂行するに当たり、他の模範となるべき行為又は功績があったとき
- (2) 会員が海難その他非常の異変に際し、適切な判断又は処理により、人命、船体、積荷などの救助若しくは災害を防ぎ、その行為が他の模範となったとき
- (3) 会員が海難その他重要な災害の発生を未然に防止し、特に功績のあったとき
- (4) 国家的・社会的功績があり、協会の名誉となるような行為があったとき
- (5) 協会の事業運営上特に顕著な功績があったとき
- (6) その他特に表彰に値すると認められたとき

第 5 条 表彰は毎事業年度の末尾においてその事業年度を通じて、前条各号のいずれかに該当した行為のあった者に対してこれを行い、総会に報告する。

附則

この規程は、昭和 46 年 4 月 1 日から実施する。

附則

平成24年8月1日の一部改正は、同日から適用する。

付属別表

第2条にいう「具体的な文書」に記載すべき事項等

- (1) 所属会社、団体名
- (2) その行為をした者の職、氏名、年齢
- (3) 表彰に該当すると認められる行為又は功績
- (4) 外部より寄せられた褒状、海難報告書関係書類などの写（添付）